

米国への入国の際の新型コロナウイルス検査証明

1月12日、米国疾病予防管理センター（CDC）は、新型コロナウイルスの変異種の拡大防止の観点から、海外から空路で米国に入国する全ての者に対して、以下のとおり、新型コロナウイルスの検査証明の提示を義務づけました。一時帰国などの後に米国に入国する際にはご注意ください。

1 発効日：1月26日（火）

2 旅行者は、米国行きフライトの出発3日以内に新型コロナウイルス検査を受け、検査結果を書面又は電子情報で航空会社に提示する。また、感染者については、回復したことを証明する書類を提示する。

3 航空会社は、乗客を搭乗させる前に、検査結果が陰性であること（感染者については回復していること）を書類で確認しなければならない。

4 航空会社は、乗客が陰性の検査証明（感染者については回復していることを証明する書類）を提示しない場合や、検査を受けていないことを確認した場合には、搭乗を拒否しなければならない。

5 CDCは、米国渡航前に実施する検査に加えて、米国到着後3～5日後に検査を受けた上で、旅行後7日間は自宅待機（stay home）するよう推奨する（到着後に検査を受けない場合は10日間の自宅待機）。

CDCの関連サイト

<https://www.cdc.gov/media/releases/2021/s0112-negative-covid-19-air-passengers.html>

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/testing-air-travel.html>

在日米国大使館（東京）の関連サイト

<https://jp.usembassy.gov/health-alert-january-13-2021/>

【お知らせ】

※ 「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/detete>

在ヒューストン日本国総領事館

Consulate-General of Japan in Houston

2 Houston Center, Suite 3000, 909 Fannin Street, Houston, Texas 77010

電話: 713.652.2977 (代表)

FAX: 713.651.7822

https://www.houston.us.emb-japan.go.jp/index_j.htm